

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、物品購入契約書に基づくほか、次の各条項を遵守し、契約を履行するものとする。

(納付の完了の確認又は検査)

第2条 受注者は、売買物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、売買物品の検査を行い、検査に合格したものについてこれを受理するものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、当該不合格品を遅滞なく引き取り、速やかに引き替え納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 検査に要する費用並びに検査による変質、変形及び毀損は全て受注者の負担とする。

(所有権の移転)

第3条 売買物品の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格したときに、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 前条に規定する所有権の移転の前に生じた売買物品の滅失、損傷その他の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第5条 受注者は、納入した売買物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(代金の支払)

第6条 契約代金の支払は、第2条に規定する検査に合格した後、発注者が適法な請求書を受理した日から30日以内とする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第7条 発注者は、受注者が正当な理由なく納入期日までに物品を納入しないときは、遅延日数1日につき契約金額(既に納入した部分がある場合には、当該部分に対する契約金額相当額として発注者の認定した額を控除した額)の1,000分の1に相当する違約金を徴収する。

(発注者の催告による解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 納入期限までに売買物品を納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (3) 正当な理由なく、第5条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者の承諾なくして、この契約により得た権利若しくは義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) この契約の売買物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の売買物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の売買物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

ケ 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛て人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

コ 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

サ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

(9) 契約の履行に当たって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。

(10) 受注者の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(11) 受注者がこの契約以外の業務において不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(12) この契約の履行が困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

(発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第10条 第8条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 11 条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、第 8 条又は第 9 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第 12 条 受注者は発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 13 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 契約の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 14 条 第 12 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第 15 条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に物品の納入を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下「契約代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合等において、納入場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、納入場所等を原状に復さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該履行部分を引き取らず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該既履行部分を処分し、原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第 8 条、第 9 条又は第 11 条第 1 項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第 12 条又は第 13 条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に売買物品を納入することができないとき。

(2) この売買物品に契約不適合があるとき。

(3) 第 8 条又は 9 条の規定により、売買物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 8 条又は第 9 条の規定により売買物品の納入前にこの契約が解除されたとき

(2) 売買物品の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 発注者は、第 2 項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則（平成 15 年規則第 1 号）第 31 条において読み替えて準用する金沢市契約規則第 5 条第 1 項第 6 号に掲げるものである場合にあっては、第 9 条第 7 号及び第 8 号アからキの規定により契約が解除された場合を除く。

(受注者の損害賠償請求等)

第 17 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 6 条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(損害賠償の予約)

第 18 条 発注者は、受注者が第 9 条第 8 号クからサまでのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 受注者が第 9 条第 8 号クからコまでのいずれかに該当する場合で、当該排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が第 9 条第 8 号サの規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第 198 条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が第 9 条第 8 号サに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。

(1) 第 9 条第 8 号クに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 9 条第 8 号サに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(費用負担)

第 19 条 この契約の締結に要する費用及び売買物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、この契約を履行することにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第 21 条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約について疑義のあるときは、発注者と受注者との協議の上、定めるものとし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。